

## 貯蔵施設等変更許可申請について

※窓口で申請をされる場合は、事前にご連絡ください。

書類名	貯蔵施設	特定供給設備	チェック
1 貯蔵施設等変更許可申請書(様式第29)	○	○	
2 消防長等の意見書(正本)	○	○	
3 貯蔵施設/特定供給設備の位置及び構造等の変更明細書 ※1	○	○	
4 貯蔵施設/特定供給設備の位置を示す案内図	○	○	
5 貯蔵施設/特定供給設備の付近の状況見取図 ※2	○	○	
6 貯蔵施設の構造図 ※3,4	○	-	
7 特定供給設備の全体配置図	-	○	
8 特定供給設備の配管系統図	-	○	
9 特定供給設備の基礎構造図 ※4	-	○	
10 特定供給設備の機器一覧	-	○	
11 特定供給設備の各機器の仕様書 ※5	-	○	
12 特定供給設備の各機器の強度計算書 ※5	-	○	
13 最新の完成検査証の写し	○	○	
14 手数料 ¥17,000×件数(佐賀県収入証紙)	○	○	

※1 明細書には「変更の目的」「貯蔵能力」「技術上の基準への対応状況」を記載すること。  
また、変更の有無が分かるように記載すること

※2 付近図には、第1種保安物件、第2種保安物件及び火気の対象物件を明記し、当該貯蔵施設/特定供給設備までの距離を直線で記載すること。

※3 構造図には、平面図、側面図、配筋図並びに扉図を含めることとする。

※4 変更がなければ提出不要。

※5 仕様書・強度計算書が必要な機器の詳細については「参考」シートを参照してください。

※ 以下の内容については、変更該当しない(通達:法第37条の2関連)

貯蔵施設:警戒標の付け替え、同一材料での屋根のふきかえ

特定供給設備:同一材料での屋根のふきかえ、同一製造事業者による同一型式の調整器、  
気化装置等の交換

### [提出先]

〒840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 政策部 危機管理・報道局 危機管理防災課消防保安室 保安担当(新館3F)

Tel : 0952-25-7027

FAX : 0952-25-7262

Mail : kikikanribousai@pref.saga.lg.jp

様式第29（第56条関係）

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 認定番号	

貯蔵施設等設置変更許可申請書

年 月 日

佐賀県知事 殿

氏名又は名称及び  
法人にあっては  
その代表者の氏名

住 所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の2第1項の規定により許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 貯蔵施設又は特定供給設備を変更しようとする販売所の名称及び所在地

名 称  
所 在 地

2 変更しようとする貯蔵施設又は特定供給設備の所在地

設 備 名 称  
所 在 地

3 貯蔵施設又は特定供給設備の変更の内容

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

【個人情報について】

お預かりした個人情報は、その目的を達成するためにのみ使い、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。  
詳しくは、佐賀県のホームページの「佐賀県個人情報保護方針」をご覧ください。







5. 特定供給設備の技術上の基準に対応する事項  
 (液化石油ガス法施行規則第54条各号)

号	対 応 事 項	備考												
第1号	バルク容器の基準	該当なし												
第2号	バルク貯槽の基準	変更なし												
	イ バルク貯槽の基準適合性 高圧ガス保安法第56条の4第1項で定める「特定設備検査合格証」を有するものを設置します。													
	ロ 設備距離 (1) 設備距離 貯蔵能力 _____ kg <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>保安物件</th> <th>施設距離</th> <th>実測距離</th> <th>対象物件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種</td> <td>1,000kg≦貯蔵能力&lt;3,000kg 未満: 7m以上 3,000kg≦貯蔵能力: 16.97m以上</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2種</td> <td>1,000kg≦貯蔵能力&lt;3,000kg 未満: 7m以上 3,000kg≦貯蔵能力: 11.31m以上</td> <td style="text-align: center;">m</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> (2) 設備距離の不足に対する障壁の必要性 有・無 (3) 地盤面下に埋設の必要性 有・無		保安物件	施設距離	実測距離	対象物件	第1種	1,000kg≦貯蔵能力<3,000kg 未満: 7m以上 3,000kg≦貯蔵能力: 16.97m以上	m		第2種	1,000kg≦貯蔵能力<3,000kg 未満: 7m以上 3,000kg≦貯蔵能力: 11.31m以上	m	
	保安物件		施設距離	実測距離	対象物件									
第1種	1,000kg≦貯蔵能力<3,000kg 未満: 7m以上 3,000kg≦貯蔵能力: 16.97m以上	m												
第2種	1,000kg≦貯蔵能力<3,000kg 未満: 7m以上 3,000kg≦貯蔵能力: 11.31m以上	m												
ハ 火気取扱施設距離等 (1) 火気取扱施設の種類 _____ (2) 火気取扱施設距離 _____ m (3) 火気取扱施設距離が5m(3トン以上の場合は8m)以上ない場合の障壁 … 該当なし ①材料 _____ ②高さ _____ m ③迂回水平距離 _____ m														
ニ 消火器 (1) 型式 _____ 型(A- ・B- ・C) (2) 個数 _____ 個 (3) 設置場所 _____														
	ホ 規則第19条第3号ハ及び第4号から第6号に対応する事項													
第19条 第3号	ハ バルク貯槽は、次の基準に適合するものを設置します。 (1) 安全弁 バネ式安全弁を設置します。 (2) 液面計 フロート式液面計を設置します。また、液面計には85%表示を朱書し、液面は常時電話回線によりガス供給者で監視します。 (3) 過充てん防止装置 液受入口に過充てん防止装置を設置します。(最高液面85%)													

号	対 応 事 項	備考
	<p>(4) カップリング用液流出防止装置付き液取入弁 セーフティカップリングを取り付けた液取入弁を設置します。</p> <p>(5) ガス放出防止器付きガス取出弁 ガス放出防止器を取り付けたガス取出弁を設置します。</p>	
第19条 第3号	<p>(6) ガス放出防止器付き液取出弁 ガス放出防止器を取り付けた液取出弁を設置します。</p> <p>(7) 均圧弁用カップリング 均圧弁にセーフティカップリングを設置します。</p> <p>(8) プロテクター (1)~(7)の機器を保護するためプロテクターを設置します。</p> <p>(9) LPガス、火気厳禁の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に「LPガス」「火気厳禁」と朱書します。</p> <p>(10) 緊急連絡先の表示 バルク貯槽の外部から見やすい箇所に緊急連絡先を表示します。 緊急連絡先 _____ 電話番号 _____</p> <p>(11) 腐食防止措置 バルク貯槽は下地処理後、錆止め20<math>\mu</math>m以上/回、上塗り15<math>\mu</math>m以上/回の塗装を2回実施します。</p> <p>(12) 転倒防止等措置 バルク貯槽のサドルは、コンクリート基礎にアンカーボルトで固定します。</p>	
第4号	<p>漏えい試験 バルク貯槽は、ガスの漏えいがないものを設置します。</p>	
第5号	<p>ガス漏れ検知器 バルク貯槽のプロテクター内にガス漏れ検知器を設置し、電話回線で常時監視するシステムと接続します。</p>	
第6号	バルク貯槽と調整器の間の再液化防止措置	該当なし
第2号	へ 規則第19条第3号二(1)~(5)の基準に対応する事項	
第19条 第3号	<p>ニ 地盤面上に設置するバルク貯槽は、次の基準に適合します。</p> <p>(1) バルク貯槽の基礎 基礎は、平坦なコンクリート盤とし、水平、かつ、地盤面から5cm以上高くします。</p> <p>(2) 車両接触防止措置 バルク貯槽の周囲は、ガードレール(鉄板)で囲み、車両の接触を防止します。</p> <p>(3) バルク貯槽の固定 バルク貯槽のサドルは、アンカーボルトで基礎と固定します。</p> <p>(4) バルク貯槽の接地</p>	

号	対応事項	備考
	<p>バルク貯槽は、アース棒(10φ×500mm)で大地と電氣的に接続します。</p> <p>(5) 安全弁の放出管 バルク貯槽の安全弁の放出管は、貯槽頂部から10cm以上の高さで、開口部は上向きとし、先端にレインキャップを取り付けます。</p>	
第2号	ト 地盤面下に埋設するバルク貯槽	該当なし
第2号	チ 貯蔵能力が3,000kg以上のバルク貯槽	該当なし
第3号	第18条第4号から第7号まで、第10号及び第19号から第21号に対応する事項	
第18条 第4号	<p>バルク貯槽、気化装置、調整器等の選定</p> <p>一般消費者等の液化石油ガスの最大消費数量に適應する数量の液化石油ガスを供給しうるものを設置します。</p>	別紙1
第5号	<p>腐食、割れ等の欠陥</p> <p>バルブ、受入・払出配管及び供給管は、使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用します。</p>	
第6号	<p>腐食防止措置</p> <p>バルブ、受入・払出配管及び供給管には、腐食を防止する措置を講じます。</p>	
第7号	<p>使用材料</p> <p>バルブ、受入・払出配管及び供給管の材料は、その使用条件等に照らし適切なものを使用します。</p>	
第10号	<p>漏えい試験</p> <p>バルブ、受入・払出配管及び供給管は、漏えい試験に合格するものを使用します。</p>	
第19号	<p>気化装置に関する基準</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥 使用上支障のある腐食、割れ等の欠陥がないものを使用します。</p> <p>ロ 耐圧試験 _____ Mpa</p> <p>ハ 加熱方式 _____</p> <p>ニ 液流出防止方式 _____</p> <p>ホ 温水部の凍結防止措置 _____</p> <p>※ 気化装置のメーカー、型式等</p> <p>(1) メーカー _____</p> <p>(2) 型式 _____</p> <p>(3) 処理能力 _____ kg/h</p>	
第20号	<p>調整器に関する基準</p> <p>イ 腐食、割れ等の欠陥、液化石油ガスへの適合性 使用上支障のある腐食、割れ、ねじのゆるみ等の欠陥がなく、かつ、消費する液化石油ガスに適合したものを使用します。</p>	



号	対 応 事 項	備考
	<p>□ 耐圧試験、気密試験</p> <p>次の耐圧試験、気密試験に合格するものを使用します。</p> <p>(1) 2段式減圧用2次側のものを除く調整器 耐圧試験 2.6MPa以上 気密試験 1.56MPa以上</p> <p>(2) 2段式減圧用2次側の調整器 耐圧試験 0.8MPa以上 気密試験 0.15MPa以上</p>	
第18条 第20号	<p>ハ 調整圧力、閉そく圧力(2段式減圧用1次側のものを除く。)</p> <p>次の調整圧力、閉そく圧力のものを使用します。</p> <p>(1) 生活用の調整器 調整圧力 2.3kPa以上3.3kPa以下 閉そく圧力 3.5kPa以下</p> <p>(2) 生活用以外の調整器 調整圧力、閉そく圧力は、使用する燃焼器に適合したものを 使用します。</p>	
	<p>※ 調整器の種類、メーカー、型式等</p> <p>(1) 種類 _____</p> <p>(2) メーカー _____</p> <p>(3) 型式 1次側(気化装置出口) _____ 1次側(貯槽気相ライン) _____ 2次側 _____</p> <p>(4) 容量 1次側(気化装置出口) _____ kg/h 1個 1次側(貯槽気相ライン) _____ kg/h 1個 2次側 _____ kg/h 2個</p>	
第21号	地下室等に係る供給管の緊急遮断装置	該当なし
第22号	<p>ハ 対震自動ガス遮断器</p> <p>調整器の1次側と2次側の間の中圧部分に2個設置します。</p>	
第4号	<p>供給管に関する基準</p> <p>イ 高圧部の耐圧試験</p> <p>バルク貯槽と調整器(2段式減圧用2次側のものを除く。)の間に設置される管は、2.6MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用します。</p> <p>□ 中圧部の耐圧試験</p> <p>2段式減圧用1次側調整器と2次側調整器の間に設置される管は、0.8MPa以上の耐圧試験に合格するものを使用します。</p>	